

《記入例》

様式第5号（第4条関係）

引取業廃業等届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出する日付を記入

（提出先）

川越市長

（郵便番号） 〇〇〇－〇〇〇〇

届出者 住所 埼玉県川越市〇〇－丁目2番地3
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 川越太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇49－〇〇〇－〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

引取業者であった者の氏名又は名称	（※登録事業所の名称を記入） 法人の場合→株式会社〇〇〇〇 個人の場合→〇〇〇〇商会（または氏名）
登録番号及び登録年月日	第21031999999号 令和〇〇年〇〇月〇〇日
届出者と引取業者であった者との関係	本人 （相続人、元代表取締役、破産管財人、清算人等）
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 ③ 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 登録に係る引取業の廃止

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

廃業等の届出

次の事項に該当した場合は、**該当する事項が発生した日から30日以内**に届出の手続が必要です。

次の届出書及び添付書類を提出してください。

ア 引取業廃業等届出書

イ 添付書類（次の表の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。）

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍謄本 (届出者：相続人)
2	法人が合併により消滅した場合	商業登記簿謄本（登記事項証明書） (届出者：その法人を代表する役員であった者)
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人の印鑑証明書 破産管財人であることがわかる書面 (届出者：破産管財人)
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人の印鑑証明書 清算人であることがわかる書面 (届出者：清算人)
5	引取業を廃止した場合	法人の場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書） (届出者：引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員) ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、商業登記簿謄本（登記事項証明書）及び役員本人の印鑑証明書が必要です。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部**（副本は申請者の控えとなります。）とします。

※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 戸籍謄本、登記事項証明書及び印鑑証明書については、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が引取業を行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。